

事 務 連 絡
平成19年 3 月 23日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

米国産健康食品の取扱いについて

いわゆる健康食品の取扱いについては、平成17年5月27日付け食安輸発第0527006号にて通知しているところです。

今般、米国において、下記の健康食品より医薬品成分を検出したとして、当該製造者が自主的に関連製品を回収するとともに、当該製品が食品として我が国に輸入されていた事例がありました。

については、当該製品の輸入届出等がなされた場合には、当該製品は薬事法の規制を受けるべきものであり、輸入届出の対象ではないこと等を指導するようお願いいたします。

記

1 製造者名等

Barodon SF,
2823 W. 8TH St,
Los Angeles,
CA 90005

2 製品名

V. MAX